

## 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
1	平成23年度磯浜漁港海岸災害復旧工事(その1) 宮城県亶理郡山元町坂元字浜地先 平成23年8月5日～平成23年10月3日 土木一式工事	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤 正典	東京都霞が関1-2-1	平成23年8月4日	株式会社橋本店	仙台市青葉区立町27番21号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	54,782,700	52,500,000	95.8%		本格的な台風期(9月)までに、緊急的に仮締切、応急堤防の設置を実施する必要があり、競争に付するための公告の期間等を短縮してもなお競争に付するいとまがなく、緊急に工事に着手しなければ工事の目的を達することができないため	③イ	
2	農地・農業用施設等緊急調査 亶理地区排水機場緊急点検事業 宮城県亶理郡亶理町吉田字塩田地内 平成23年7月22日～平成23年8月31日 工事	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町3-3-1	平成23年7月22日	株式会社 クボタ 東北支社	仙台市青葉区一番町4-6-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	39,900,000	38,850,000	97.3%	0	平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震による津波によって被災したポンプ設備について、洪水時の排水に必要なポンプ設備が排水不能となっており、今後の湛水被害区域の拡大を防ぐため、台風期前(8月)までに国自らが緊急に点検整備を行う必要がある。	③イ	—
3	農地・農業用施設等緊急調査 仙台東部地区排水機場緊急点検(その1)事業 宮城県仙台市若林区藤塚字土手外地内 平成23年7月22日～平成23年8月31日 工事	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町3-3-1	平成23年7月21日	株式会社 日立プラントテクノロジー 東北支社	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	27,793,500	27,300,000	98.2%	0	平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震による津波によって被災したポンプ設備について、洪水時の排水に必要なポンプ設備が排水不能となっており、今後の湛水被害区域の拡大を防ぐため、台風期前(8月)までに国自らが緊急に点検整備を行う必要がある。	③イ	—
4	農地・農業用施設等緊急調査 仙台東部地区排水機場緊急点検(その2)事業 宮城県仙台市若林区荒浜字北官林地内 平成23年7月22日～平成23年10月14日 工事	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町3-3-1	平成23年7月21日	株式会社 電業社機械製作所 東北支店	仙台市宮城野区榴岡4-5-22	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	10,668,000	10,500,000	98.4%	0	平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震による津波によって被災したポンプ設備について、常時排水に必要なポンプ設備が排水不能となっており、今後の湛水被害区域の拡大を防ぐため、国自らが緊急に点検整備を行う必要がある。	③イ	—
5	春江北部用水路131号分水工副管工事 場所:福井県坂井市春江町中筋地内 期間:平成23年9月26日から平成24年3月23日まで 種別:土木一式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨 宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成23年9月26日	福井県	福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	9,800,000	9,800,000	100.0%	—	本工事は、春江北部用水路の副管と福井県坂井農林総合事務所(以下 福井県)が実施する県営かんがい排水事業春江北部地区の農業用管水路が近接する区間について施工するものである。 当該区間については、福井県と同時に施工することで、施工能率が向上し、事業費の縮減につながることから、福井県と協議を行い、共同で施行することを定めた「覚書」を平成23年8月15日付けで締結したところであり、地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(ニ)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
6	平成23年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中3工区改修委託工事 和歌山県和歌山市府中地内 平成23年8月10日～平成24年3月30日 土木工事	支出負担行為担当官 近畿農政局長 小栗 邦夫	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	平成23年8月10日	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	和歌山市美園町5-22	会計法第29条の3第4項(その他)	57,889,000	57,889,000	100.0%	—	本工事は、藤崎井水路府中工区改修工事において、農業用水管がJR阪和線の軌道敷地内を通過するため、農業用水管を布設する工事及びこれに付随する軌道等の安全管理一式を委託するものである。用水管を布設する土地を所有しJR阪和線軌道等の安全管理を行っているのは、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社のみであることから、契約の性質が競争を許さないため随意契約を行う。	—	—
7	平成23年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営国営直接分水成願寺・佐保之庄線その3改修委託工事 奈良県天理市新泉町及び兵庫町地内 平成23年9月8日～平成24年3月30日 土木工事	支出負担行為担当官 近畿農政局長 小栗 邦夫	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	平成23年9月8日	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市淀川区宮原4-3-39 大広新大阪ビル9階	会計法第29条の3第4項(その他)	40,005,000	40,005,000	100.0%	—	本工事は、国営直接分水成願寺・佐保之庄線改修工事において、農業用水管がJR桜井線の軌道下を通過するため、農業用水管を撤去新設する工事及びこれに付随する軌道等の安全管理一式を委託するものである。用水管の布設によりJR桜井線軌道等に直接影響を及ぼす危険性があり、この施設の安全管理を行っているのは西日本旅客鉄道株式会社のみであることから、契約の性質が競争を許さないため随意契約を行う。	—	—
8	証泊沢災害関連復旧工事調査業務 積丹郡積丹町 平成23年7月23日～平成23年7月29日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 山本哲也	札幌市中央区南9条西23丁目1-10	平成23年7月22日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,444,800	1,365,000	94.4%	—	平成23年7月14日の集中豪雨により、土石流が発生し下流の民家及び国道に流出。更なる被害の拡大の危険性が極めて高いことから、緊急に対策工事に係る調査をする必要があった。	③イ	—
9	別狩林道災害復旧計画測量・設計業務 石狩市厚田区 平成23年7月29日～平成23年8月12日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 山本哲也	札幌市中央区南9条西23丁目1-10	平成23年7月28日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,257,900	1,207,500	95.9%	—	平成23年7月14日の集中豪雨により、林道の路肩決壊及び路体が流出したため、早急に調査する必要があった。	③イ	—
10	岩内小川林道外災害復旧計画測量・設計業務 神恵内村字小川外2箇所 平成23年7月30日～平成23年8月22日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 後志森林管理署長 入口了	虻田郡倶知安町北2条東2丁目	平成23年7月29日	株式会社森林テクニクス 札幌支店	函館市深堀町2-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,631,700	1,554,000	95.2%	—	7月14日の集中豪雨により林道が不通になり、早急に対処しなければならない。	③イ	—
11	鬼越沢災害復旧調査業務 (岩手県一関市巖美町宇祭時山国有林253林班) 平成23年7月2日～平成23年7月29日 調査業務一式	分任支出負担行為担当官 岩手南部森林管理署長 藤原豊宏	岩手県奥州市水沢区東上野町12-17	平成23年7月1日	国土防災技術株式会社 盛岡支店	岩手県盛岡市中央通三丁目15-17	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,897,650	1,260,000	66.3%	—	平成23年6月24日に発生した集中豪雨による被害地域の災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
12	志津川林道災害調査測量設計業務 (宮城県本吉郡南三陸町地内) 平成23年7月8日～平成23年7月29日 調査業務一式	分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 飯塚充由	宮城県大崎市古川東町5-32	平成23年7月7日	株式会社興林	東京都台東区台東四丁目20-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	11,698,050	10,479,000	89.5%	—	東日本大震災により法面崩壊及び広域的な地割れが発生し、下流域への汚濁水等被害拡大防止対策工事の実施及び早期林道通行確保のため緊急に契約しなければならない。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
13	矢本地区治山工事 (宮城県東松島市矢本 字新堀向国有林546林 班内) 平成23年7月16日～平 成23年9月30日 大型土のう807袋瓦礫処 理	分任支出負担行為 担当官 宮城北部森林管理 署長 飯塚充由	宮城県大崎市 古川東町5-32	平成23年7月15日	丸か建設株式 会社	宮城県加美郡 加美町字赤塚 37	会計法第2 9条の3第4 項(緊急随 意契約)	29,150,100	27,300,000	93.6%	—	東北地方太平洋沖地震により発生した津波により、既設水門等が被災したことに加え、海岸林流出及び広域的な地盤沈下が発生したため、満潮時及び増水時に周辺住宅地等が冠水する被害が発生し、早急に対策を講じるため緊急に契約しなければならない。	③イ	—
14	萩形沢林道外1災害調 査測量設計業務 (秋田県北秋田郡上小 阿仁村南沢字小阿仁奥 山国有林72わ林小班 外) 平成23年7月20日～平 成23年8月5日 調査設計業務一式	分任支出負担行為 担当官 米代東部森林管理 署上小阿仁支署長 佐藤智一	秋田県北秋田 郡上小阿仁村 沖田面字野中 484-2	平成23年7月19日	株式会社都市 整備	秋田県秋田市 川尻みよし町 11-1	会計法第2 9条の3第4 項(緊急随 意契約)	1,001,700	997,500	99.5%	—	平成23年6月23日の豪雨による林道災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
15	大八郎林道外災害調査 測量設計業務 (岩手県和賀郡西和賀町 川舟字長橋国有林1116 林班) 平成23年7月20日～平 成23年8月5日 調査設計業務一式	分任支出負担行為 担当官 岩手南部森林管理 署長 藤原豊宏	岩手県奥州市 水沢区東上野 町12-17	平成23年7月19日	株式会社興林	東京都台東区 東四丁目20-6	会計法第2 9条の3第4 項(緊急随 意契約)	2,469,600	2,467,500	99.9%	—	平成23年6月24日に発生した集中豪雨による林道6路線の路体流失等の災害復旧のための調査等で、緊急に契約しなければならない。	③イ	—
16	手代林道外災害復旧調 査業務 (秋田県由利本荘市百宅 字手代沢国有林外) 平成23年7月20日～平 成23年8月5日 調査業務一式	分任支出負担行為 担当官 由利森林管理署長 須藤文雄	秋田県由利本 荘市水林439	平成23年7月19日	株式会社都市 整備	秋田県秋田市 川尻みよし町 11-1	会計法第2 9条の3第4 項(緊急随 意契約)	1,516,200	1,417,500	93.4%	—	平成23年6月24日の豪雨による災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
17	藁口災害復旧工事調査 設計業務 (山形県北村山郡大石田 町大字大浦字藁口国有 林1029林班) 平成23年7月21日～平 成23年8月22日 調査設計業務一式	分任支出負担行為 担当官 山形森林管理署長 井上康	山形県寒河江 市元町一丁目 17-2	平成23年7月20日	株式会社新東 京ジオ・システ ム	山形県天童市 北久野本三丁 目7-19	会計法第2 9条の3第4 項(緊急随 意契約)	1,580,150	924,000	58.4%	—	平成23年6月30日から7月1日の豪雨による山地災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
18	川上林道外6災害復旧 調査業務 (山形県酒田市小林字 川上国有林外) 平成23年7月21日～平 成23年8月5日 調査業務一式	分任支出負担行為 担当官 庄内森林管理署長 柏木治美	山形県鶴岡市 末広町23-37	平成23年7月20日	株式会社森林 テクニクス 秋 田支店	秋田県秋田市 山王中島町 16-21	会計法第2 9条の3第4 項(緊急随 意契約)	2,013,900	1,974,000	98.0%	—	平成23年6月24、25日の集中豪雨による路肩崩落、路体流出などの災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
19	湯ノ沢災害復旧調査業 務 (岩手県和賀郡西和賀町 沢内花巻越山国有林 1074林班) 平成23年7月22日～平 成23年8月19日 調査業務一式	分任支出負担行為 担当官 岩手南部森林管理 署長 藤原豊宏	岩手県奥州市 水沢区東上野 町12-17	平成23年7月21日	株式会社新東 京ジオ・システ ム	山形県天童市 北久野本三丁 目7-19	会計法第2 9条の3第4 項(緊急随 意契約)	1,465,600	1,176,000	80.2%	—	平成23年6月24日に発生した集中豪雨による被害地域の災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
20	木滝林道外災害復旧調査業務 (山形県西置賜郡小国町大字伊佐領外1字木滝外19国有林外) 平成23年7月22日～平成23年8月4日 調査業務一式	分任支出負担行為担当官 置賜森林管理署長 浪岡保男	山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45	平成23年7月21日	株式会社森林調査設計事務所	東京都江戸川区篠崎町一丁目302-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,272,600	1,260,000	99.0%	—	6月23日の豪雨災害による林道災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
21	大沢川林道外3林道災害復旧調査設計業務 (山形県最上郡真室川町大字差首鍋字尻高森国有林23林班地内) 平成23年7月28日～平成23年8月19日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署最上支署長 杉崎浩史	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11	平成23年7月27日	株式会社興林	東京都台東区台東四丁目20-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,479,450	1,050,000	70.9%	—	平成23年6月23日の豪雨による林道災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
22	新城林道外災害復旧調査業務 (秋田県秋田市上新城白山字白山沢国有林60林班外) 平成23年7月30日～平成23年8月19日 調査業務一式	分任支出負担行為担当官 秋田森林管理署長 亀田哲郎	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	平成23年7月29日	株式会社森林テクニクス 秋田支店	秋田県秋田市山王中島町16-21	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,574,600	2,520,000	97.8%	—	平成23年7月9、10日の豪雨による林道復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
23	ワラビ沢災害復旧計画書(荒廃溪流)作成業務 (長野県松本市安曇梓川筋国有林地内) H23/7/7～H23/10/28 [治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成23年7月6日	株式会社森林テクニクス 長野支店	長野県長野市大字稲葉2413-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,563,300	3,990,000	87.4%	—	平成22年6月23日の集中豪雨により不安定土砂が国道158号線上に流出し、復旧に係る調査の緊急な実施が必要なため。	③イ	—
24	ワラビ沢復旧治山工事 (長野県松本市安曇梓川筋国有林地内) H23/7/14～H23/10/7 [治山工事]	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 下堂健次	長野県松本市島立1256-1	平成23年7月13日	株式会社高宮組	長野県松本市奈川4082-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,804,800	4,725,000	98.3%	—	平成23年6月23日の集中豪雨により梓川筋国有林81林班で溪床土砂の流下により発生した不安定な巨石が直下の国道158号線に被害を及ぼすことから、これを早急に除去する必要があるため。	③イ	—
25	浮島林道外災害復旧計画測量・設計業務 久遠郡せたな町北檜山区愛知外 平成23年8月2日～平成23年8月19日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 渡島森林管理署長 池田正三	北海道八雲町出雲町13	平成23年8月1日	株式会社ノース技研	函館市昭和3丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,571,850	1,470,000	93.5%	—	平成23年7月16日の集中豪雨により、林道の路体流出被害が発生し、事業の円滑な実施等のために早期に復旧に係る調査を実施する必要があった。	③イ	—
26	明石林道外災害復旧計画・測量設計業務 夕張市外 平成23年8月30日～平成23年9月12日 林道災害復旧の測量・設計220m	分任支出負担行為担当官 空知森林管理署長 吉田朋泰	岩見沢市3条東17丁目34	平成23年8月29日	株式会社森林テクニクス 札幌支店	札幌市中央区北1条東1丁目4-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,296,350	2,047,500	89.1%	—	平成23年8月15日の集中豪雨により、林道の路肩決壊及び路体が流出したため、早急に復旧に係る調査を実施する必要があった。	③イ	—
27	西の沢下流林道外災害復旧計画測量・設計業務 日高郡新ひだか町19林班外 平成23年9月1日～平成23年9月14日 測量・設計業務一式	分任支出負担行為担当官 日高南部森林管理署長 上平清治	日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6-5	平成23年8月31日	株式会社共立測量	札幌市豊平区平岸8条13丁目2-27	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,120,350	1,050,000	93.7%	—	平成23年8月15日の降雨により、林道の路肩崩壊及び路体流失が発生し、早急に復旧に係る調査を行う必要があったため。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
28	白玉林道外2災害復旧調査業務 (山形県酒田市上青沢外) 平成23年8月30日～平成23年9月9日 調査業務一式	分任支出負担行為担当官 庄内森林管理署長 柏木治美	山形県鶴岡市 末広町23-37	平成23年8月29日	株式会社興林	東京都台東区 台東四丁目 20-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,169,300	2,131,500	98.2%	—	平成23年8月17,18日の集中豪雨による路肩崩落、路体流出などの災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
29	気仙沼地区治山工事 (宮城県気仙沼市波路上明戸地内外) 平成23年8月30日～平成23年9月30日 大型土のう4,680袋	分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 飯塚充由	宮城県大崎市 古川東町5-32	平成23年8月29日	三和建设株式会社	宮城県仙台市 青葉区栗生四丁目15-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	89,310,900	85,260,000	95.4%	—	東日本大震災により防潮堤倒壊と海岸林流出及び広域的な地盤沈下が起こり、高潮被害等が発生したため、気仙沼市尾崎地区及び鉄道施設を、高潮、波浪及び浸水被害から防ぐための工事で緊急を要したため。	③イ	—
30	田代沢林道外災害調査測量設計業務 (秋田県南秋田郡井川町井内字井内山国有林) 平成23年9月1日～平成23年9月20日 調査設計業務一式	分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 栗林晃	秋田県能代市 御指南町3-45	平成23年8月31日	株式会社森林テクニクス 秋田支店	秋田県秋田市 山王中島町 16-21	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,169,700	1,155,000	98.7%	—	H23.7.29の豪雨による林道災害復旧の調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
31	気仙沼地区災害復旧調査業務 (宮城県気仙沼市本吉町沖ノ田国有林外) 平成23年9月1日～平成23年11月30日 復旧調査業務一式	分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 飯塚充由	宮城県大崎市 古川東町5-32	平成23年8月31日	国土防災技術株式会社 仙台支店	宮城県仙台市 若林区清水小路6-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,125,519	2,835,000	90.7%	—	東日本大震災により宮城県が施工した防潮堤等が壊滅的な大規模被害を受けた当該地区の対応が出来ないままであった。宮城県より国への直轄施工要請があり、地域住民の安全確保に向けた災害復旧対策を早期に着工するための調査で、緊急に契約しなければならない。	③イ	—
32	榛原川地区災害復旧概況調査 静岡県榛原郡川根本町 平成23年8月8日～平成23年8月12日 調査設計一式	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 臼杵徳一	群馬県前橋市 岩神町4-16-25	平成23年8月8日	株式会社森林テクニクス 前橋支店	群馬県前橋市 大手町1-5-11	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,464,750	1,260,000	86.0%	—	7月18日から20日にかけての台風6号の豪雨により発生した林地の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—
33	災害復旧調査業務 福島県南会津郡南会津町 平成23年8月16日～平成23年8月29日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 会津森林管理署南会津支署長 中島朝長	福島県南会津郡南会津町 山口字村上867	平成23年8月16日	株式会社森林テクニクス 前橋支店	群馬県前橋市 大手町1-5-11	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,750,350	1,575,000	89.9%	—	7月29日から30日にかけての新潟・福島の集中豪雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—
34	滝沢地区外1林地災害概況調査 福島県南会津郡南会津町 平成23年8月16日～平成23年8月22日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 会津森林管理署南会津支署長 中島朝長	福島県南会津郡南会津町 山口字村上867	平成23年8月16日	株式会社森林環境コンサルタント	群馬県前橋市 荒牧町604-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,591,400	2,436,000	94.0%	—	7月29日から30日にかけての新潟・福島の集中豪雨により発生した林地の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—
35	三五郎山林道外1災害復旧調査業務 新潟県五泉市 平成23年8月18日～平成23年8月31日 調査・設計一式	分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長 高崎道人	新潟県新発田市 大手町4-4-15	平成23年8月17日	株式会社森林テクニクス 前橋支店	群馬県前橋市 大手町1-5-11	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,419,600	1,365,000	96.1%	—	7月29日から30日にかけての新潟・福島の集中豪雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
36	大谷林道外2施設災害調査設計 (新潟県三条市) 平成23年8月17日～平成23年8月30日 設計測量一式	分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 枝澤修	新潟県南魚沼市美佐島61-8	平成23年8月17日	株式会社森林環境コンサルタント	群馬県前橋市荒牧町604-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	5,142,900	4,893,000	95.1%	—	7月27日から31日にかけての集中豪雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—
37	檜俣林道外2災害復旧実施設計 群馬県利根郡みなかみ町 平成23年8月18日～平成23年8月31日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 利根沼田森林管理署長 中澤文彦	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	平成23年8月17日	株式会社森林環境コンサルタント	群馬県前橋市荒牧町604-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,138,200	1,081,500	95.0%	—	7月27日から31日にかけての集中豪雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—
38	蛭沢地区外2林地災害概況調査 (新潟県南魚沼市) 平成23年8月19日～平成23年9月16日 設計測量一式	分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 枝澤修	新潟県南魚沼市美佐島61-8	平成23年8月19日	株式会社森林環境コンサルタント	群馬県前橋市荒牧町604-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,503,450	4,326,000	96.0%	—	7月27日から31日にかけての集中豪雨により発生した林地崩壊に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—
39	養喰沢林道外4災害復旧実施設計 福島県南会津郡下郷町 平成23年8月25日～平成23年9月2日 調査・設計一式	分任支出負担行為担当官 会津森林管理署長 梨本正昭	福島県会津若松市追手町5-22	平成23年8月25日	株式会社森林テクニクス 前橋支店	群馬県前橋市大手町1-5-11	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,862,300	2,782,500	97.2%	—	7月29日から30日にかけての新潟・福島の集中豪雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—
40	盛山林道外4路線測量・設計業務 高知県土佐清水市宗呂外2 平成23年8月5日～平成23年9月5日 測量・設計一式	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 宮原章人	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成23年8月5日	株式会社森林テクニクス 四国支店	高知市丸ノ内1-7-36	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,131,716	2,730,000	87.1%	—	台風6号により林道施設災害が発生し、森林整備の実行及び森林保全管理上早急に復旧する必要があるため緊急随契により実施。	③イ	—
41	後口山(1003)実施設計業務 高知県安芸郡北川村 平成23年8月6日～平成23年8月25日 実施設計一式	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 宮原章人	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成23年8月5日	株式会社森林テクニクス 四国支店	高知市丸ノ内1-7-36	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	6,982,528	5,145,000	73.6%	—	台風6号により林地崩壊が発生し、大量の不安定土砂が溪流に堆積しており、地域住民の生活道である国道493号線の保全のため緊急随契により実施。	③イ	—
42	穴吹川地区舟サコ谷実施設計業務 徳島県美馬市木屋平 平成23年8月10日～平成23年8月31日 実施設計一式	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 宮原章人	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成23年8月9日	株式会社森林テクニクス 四国支店	高知市丸ノ内1-7-36	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,837,575	1,344,000	73.1%	—	台風6号により林地崩壊が発生し、大量の不安定土砂が溪流に堆積しており、地域住民の生活道である国道438号線の保全のため緊急随契により実施。	③イ	—
43	大崎4の沢災害関連復旧工事調査業務 千歳市 平成23年9月13日～平成23年9月20日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 山本哲也	札幌市中央区南9条西23丁目1-10	平成23年9月12日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,306,200	1,260,000	96.4%	—	平成23年9月6日の集中豪雨により、土石流が発生し下流の国道に流出。更なる被害の拡大の危険性が極めて高いことから、緊急に対策工事に係る調査を実施する必要があった。	③イ	—
44	糠平地区災害復旧調査業務 河東郡上士幌町 平成23年9月16日～平成23年9月26日 溪間工3基	分任支出負担行為担当官 十勝西部森林管理署東大雪支署長 諏訪幹夫	河東郡上士幌町字上士幌東3線231	平成23年9月15日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,808,100	1,785,000	98.7%	—	平成23年9月2日から9月6日の集中豪雨による崩壊災害のため、道道85号線の通行止めとなり、交通の早急な確保のために調査を実施する必要があった。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
45	ラルマナイ林道外災害復旧計画測量・設計業務 恵庭市 平成23年9月17日～平成23年10月3日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 山本哲也	札幌市中央区南9条西23丁目1-10	平成23年9月16日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,242,150	1,155,000	92.9%	—	平成23年9月6日の集中豪雨により、林道の路肩の崩壊及び路体が流出したため、復旧に係る調査を早急に実施する必要があった。	③イ	—
46	奥定山溪林道外災害工事計画測量・設計業務 札幌市南区 平成23年9月17日～平成23年10月3日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 山本哲也	札幌市中央区南9条西23丁目1-10	平成23年9月16日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,208,550	1,134,000	93.8%	—	平成23年9月6日の集中豪雨により、林道の路肩の崩壊及び路体が流出したため、早急に復旧に係る調査を実施する必要があった。	③イ	—
47	幌子林道外災害復旧計画・測量設計業務 芦別市 平成23年9月21日～平成23年9月26日 林道災害復旧の測量・設計60m	分任支出負担行為担当官 空知森林管理署長 吉田朋泰	岩見沢市3条東17丁目34	平成23年9月20日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,186,500	1,134,000	95.5%	—	平成23年8月15日の集中豪雨により、林道の路肩崩壊及び路体が流出したため、早急に復旧に係る調査を実施する必要があった。	③イ	—
48	支湧別横断(右)林道外災害復旧計画測量・設計業務 紋別郡遠軽町白滝 平成23年9月27日～平成23年10月11日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 山田和夫	紋別郡遠軽町大通北4丁目1-1	平成23年9月26日	株式会社森林テクニクス 札幌支店北見営業所	北見市北5条東3丁目竹中ビル	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,607,150	2,467,500	94.6%	—	平成23年9月2日～7日の集中豪雨による異常出水のため、林道の路体等が決壊、復旧に係る調査を早急に実施する必要があった。	③イ	—
49	相川支線林道外災害復旧計画測量・設計業務 広尾郡大樹町 平成23年9月27日～平成23年10月13日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 十勝西部森林管理署長 佐山光則	帯広市東9条南14丁目2-2	平成23年9月26日	株式会社北海道森林土木コンサルタント 帯広事務所	帯広市東5条南13丁目24-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,228,750	3,045,000	94.3%	—	平成23年9月5日～6日の集中豪雨により、林道の路肩崩壊被害が発生、事業の円滑な実施等のために早期に復旧に係る調査を実施する必要があった。	③イ	—
50	ポンパンベツ林道パンベツ右岸線林道外災害復旧計画測量・設計業務 日高郡新ひだか町123林班 平成23年9月28日～平成23年10月11日 測量・設計業務100m	分任支出負担行為担当官 日高南部森林管理署長 上平清治	日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6-5	平成23年9月27日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,439,550	1,344,000	93.3%	—	平成23年9月3日の豪雨により、路肩崩壊及び路体流失が発生し、早急に復旧に係る調査を実施する必要があったため。	③イ	—
51	日進見晴林道外災害復旧計画食料・設計業務 上川郡下川町外 平成23年9月28日～平成23年10月13日 測量・設計業務一式	分任支出負担行為担当官 上川北部森林管理署長 平尾進	上川郡下川町緑町21-4	平成23年9月27日	株式会社森林テクニクス 札幌支店旭川営業所	旭川市神楽4条5丁目1-32	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,018,100	1,911,000	94.6%	—	平成23年9月2日の降雨により、林道の路肩決壊及び路体が流出したため、早急に復旧に係る調査を実施する必要があった。	③イ	—
52	老知安左岸林道外2線災害復旧計画測量・設計業務 旭川市西神楽町外 平成23年9月29日～平成23年10月11日 測量・設計業務一式	分任支出負担行為担当官 上川中部森林管理署長 小原正人	旭川市神楽3条4丁目3-25	平成23年9月28日	株式会社森林テクニクス 札幌支店旭川営業所	旭川市神楽4条5丁目1-32	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,655,450	2,520,000	94.8%	—	平成23年9月2日～7日にかけて発生した集中豪雨により、林道の路体決壊等が発生、復旧に係る調査を早急に実施する必要があった。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
53	屈足オソウシ林道外4線災害復旧測量・設計業務 上川郡新得町 平成23年9月29日～平成23年10月14日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 十勝西部森林管理署東大雪支署長 諏訪幹夫	河東郡上士幌町字上士幌東3線231	平成23年9月28日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,187,150	2,079,000	95.0%	—	平成23年9月2日～6日の集中豪雨による林道の決壊等災害概況と、復旧所要額を早急に把握する必要があったため。	③イ	—
54	多有珠別林道外2線災害復旧測量・設計業務 河東郡上士幌町、鹿追町 平成23年9月29日～平成23年10月14日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 十勝西部森林管理署東大雪支署長 諏訪幹夫	河東郡上士幌町字上士幌東3線231	平成23年9月28日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,114,050	1,050,000	94.2%	—	平成23年9月2日～6日の集中豪雨による林道の決壊等災害概況と、復旧所要額を早急に把握する必要があったため。	③イ	—
55	本吉地区応急対策治山工事 (宮城県気仙沼市本吉町三島国有林346林班内) 平成23年9月10日～平成23年9月30日 大型土のう再設置280	分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 飯塚充由	宮城県大崎市古川東町5-32	平成23年9月9日	株式会社笹原組	宮城県大崎市古川鶴ヶ埵字新江北125-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,013,100	3,727,500	92.8%	—	東日本大震災により被災した海岸部において大型土のうを設置していたところであるが、台風12号の高波によりこれが損壊し、後背地に高波等の被害が及ぶおそれがあったことから、緊急に大型土のうを再設置する必要があったため。	③イ	—
56	中山林道外災害調査測量設計業務 (秋田県大館市猿間外4字砥沢外4国有林1012林班外) 平成23年9月10日～平成23年9月30日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署長 小野順一郎	秋田県大館市上代野字中岱3-23	平成23年9月9日	株式会社ノース技研	北海道函館市昭和三丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,730,650	3,675,000	98.5%	—	平成23年8月17、18日の大雨により被災した林道の災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
57	大黒沢林道外災害復旧調査設計業務 (山形県最上郡真室川町外地内) 平成23年9月15日～平成23年10月13日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署最上支署長 杉崎浩史	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11	平成23年9月14日	株式会社森林調査設計事務所	東京都江戸川区篠崎町一丁目302-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,215,100	3,150,000	97.9%	—	平成23年8月18日の豪雨等により路肩決壊が発生し通行できない状況にあり、林道災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
58	今泉地区災害復旧調査業務 (秋田県北秋田市黒沢外2字黒沢国有林2569林班外) 平成23年9月23日～平成23年10月31日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署長 小野順一郎	秋田県大館市上代野字中岱3-23	平成23年9月22日	株式会社森林調査設計事務所	東京都江戸川区篠崎町一丁目302-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,264,900	2,247,000	99.2%	—	平成23年8月17、18日の大雨により被災した林地の災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	—
59	杉川(杉川)林道外3災害復旧調査業務 静岡県浜松市 平成23年9月13日～平成23年10月14日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 天竜森林管理署長 河岡裕	静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1	平成23年9月12日	株式会社興林	東京都台東区台東4-20-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,698,900	1,596,000	93.9%	—	9月2日～4日に日本を縦断した台風12号による集中豪雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—
60	梅ヶ島西日影沢地区施設災害復旧計画調査 静岡県静岡市 平成23年9月29日～平成23年11月15日 設計測量等一式	分任支出負担行為担当官 静岡森林管理署長 坂元邦夫	静岡県静岡市葵区駿府町1-120	平成23年9月28日	株式会社森林テクニクス 静岡支店	静岡市駿河区中村町217	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,528,400	2,415,000	95.5%	—	9月21日の台風15号の暴風雨により発生した治山施設の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	—



番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
61	上沢渡(反下)外1林道災害復旧調査業務 群馬県吾妻郡中之条町 平成23年9月30日～平成23年10月31日 復旧調査一式	分任支出負担行為担当官 吾妻森林管理署長 岩下秀美	群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1	平成23年9月30日	株式会社森林環境コンサルタント	群馬県前橋市荒牧町604-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,143,050	2,058,000	96.0%	—	9月2日～4日に日本を縦断した台風12号による集中豪雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要のため。	③イ	—
62	赤沼田災害復旧計画書(山腹崩壊)作成業務 (岐阜県下呂市小坂町赤沼田国有林地内) H23/9/3～H23/12/9 [治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成23年9月2日	株式会社中部森林技術コンサルタント	愛知県名古屋市中区錦3-2-4	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	5,275,200	5,040,000	95.5%	—	8月23日の集中豪雨により赤沼田国有林地内で山腹崩壊が発生し、下流等に被害を及ぼすことから、すみやかな復旧工事実行に向け、緊急に復旧計画を作成する必要があるため。	③イ	—
63	一ノ瀬林道災害復旧調査設計業務 (長野県木曾郡王滝村三浦国有林地内) H23/9/17～H23/12/22 [林道調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成23年9月16日	株式会社中部森林技術コンサルタント 長野支店	長野県長野市大字稲葉字中千田沖2040-2	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,348,200	945,000	70.0%	—	8月25日の集中豪雨により一ノ瀬林道が崩壊し通行不能となり、下流等に被害を及ぼすことから、すみやかな復旧工事実行に向け、緊急に復旧調査設計を行う必要があるため。	③イ	—
64	阿寺ツツガヒゲ林道ほか2林道災害復旧調査設計業務 (岐阜県中津川市付知町付知裏木曾国有林地内ほか) H23/9/30～H23/12/22 [林道調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成23年9月29日	株式会社森林調査設計事務所	東京都江戸川区篠崎町1-302-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,585,100	2,415,000	93.4%	—	8月27日の集中豪雨により阿寺ツツガヒゲ林道、夕森田立丸野併用林道及び栗栖林道の路肩が崩壊し通行不能となり、地域住民の生計等に支障をきたしているとともに下流等に被害を及ぼすことから、すみやかな復旧工事実行に向け、緊急に復旧調査設計を行う必要があるため。	③イ	—
65	新宮森林事務所外1修繕 (場所 新宮市相筋2-12-13外1) (期間 H23.9.13～H23.10.31) (種別 森林事務所外1)	分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 狩野誠	田辺市新庄町2345-1	平成23年9月13日	株式会社松原組	新宮市浮島5-28	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,239,346	2,750,000	84.8%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、新宮森林事務所及び相筋公務員宿舎が床上浸水の被害を受け、緊急に復旧を行う必要があるため。	③イ	—
66	佐陀川護岸復旧作業 (場所 鳥取県佐伯郡大山町大山国有林) (期間 H23.9.30～H23.10.31) (種別 護岸復旧)	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 塩永博信	鳥取市東町2-325	平成23年9月29日	株式会社井木組	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕2000-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,828,700	2,153,550	76.1%	—	台風12号の集中豪雨に伴う佐陀川の増水により既設護岸工が転倒し、下流等に被害を及ぼすおそれがあったことから、緊急に大型土のうを設置する必要があるため。	③イ	—
67	権現山国有林治山災害復旧調査業務 (場所 和歌山県新宮市権現山国有林) (期間 H23.9.10～H23.10.7) (種別 調査)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 本村裕三	大阪市北区天満橋1-8-75	平成23年9月9日	国土防災技術株式会社 大阪支店	大阪市都島区東野田町1-10-13	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,858,500	1,575,000	84.7%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、権現山国有林で山腹崩壊が発生し、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	—
68	清水坂国有林治山災害復旧調査業務 (場所 兵庫県加古川市清水坂国有林) (期間 H23.9.14～H23.10.11) (種別 調査)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 本村裕三	大阪市北区天満橋1-8-75	平成23年9月13日	株式会社森林テクニクス 大阪支店	東大阪市長田中2-2-30	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,599,000	4,074,000	88.5%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、清水坂国有林で山腹崩壊が発生し、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	—
69	大名倉林道災害復旧調査業務 (場所 三重県多気郡大台町大名倉国有林) (期間 H23.9.21～H23.10.7) (種別 調査)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 本村裕三	大阪市北区天満橋1-8-75	平成23年9月20日	株式会社果無	田辺市本宮町伏拝942-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,171,000	3,150,000	99.3%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、大名倉林道で路肩決壊等が発生し、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
70	長殿谷地内治山災害復旧調査業務 (場所 奈良県吉野郡十津川村長殿) (期間 H23.9.21～H23.12.21) (種別 調査)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 本村裕三	大阪市北区天満橋1-8-75	平成23年9月20日	国土防災技術株式会社 大阪支店	大阪市都島区東野田町1-10-13	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	13,475,700	11,025,000	81.8%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、十津川村長殿で山腹・渓流荒廃が発生し、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	—
71	高津地内治山災害復旧調査業務 (場所 奈良県吉野郡十津川村高津) (期間 H23.9.21～H23.12.21) (種別 調査)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 本村裕三	大阪市北区天満橋1-8-75	平成23年9月20日	株式会社森林テクニクス 大阪支店	東大阪市長田中2-2-30	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	5,178,600	4,546,500	87.7%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、十津川村高津で山腹・渓流荒廃が発生し、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	—
72	長殿(テラ谷)地内治山災害復旧調査業務 (場所 奈良県吉野郡十津川村長殿) (期間 H23.9.22～H23.12.21) (種別 調査)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 本村裕三	大阪市北区天満橋1-8-75	平成23年9月21日	明治コンサルタント株式会社 大阪支店	池田市呉服町10-14	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	5,563,950	4,357,500	78.3%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、十津川村長殿(テラ谷)で山腹・渓流荒廃が発生し、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	—
73	五百瀬地内治山災害復旧調査業務 (場所 奈良県吉野郡十津川村五百瀬) (期間 H23.9.27～H23.12.21) (種別 調査)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 本村裕三	大阪市北区天満橋1-8-75	平成23年9月26日	国土防災技術株式会社 大阪支店	大阪市都島区東野田町1-10-13	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,473,000	4,200,000	93.8%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、十津川村五百瀬で渓流・山腹荒廃が発生し、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	—
74	山天地内治山災害復旧調査業務 (場所 奈良県吉野郡十津川村山天) (期間 H23.9.28～H23.12.21) (種別 調査)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 本村裕三	大阪市北区天満橋1-8-75	平成23年9月27日	株式会社森林コンサルタント	東大阪市水走3-5-2-303	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,645,200	4,305,000	92.6%	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、十津川村山天で渓流・山腹荒廃が発生し、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	—
75	雁巻林道外1路線測量・設計業務 高知県安芸郡馬路村 平成23年9月22日～平成23年10月14日 測量・設計業務一式	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 新井雅之	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成23年9月21日	株式会社森林テクニクス 四国支店	高知市丸ノ内1-7-36	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,265,363	1,071,000	84.6%	—	台風12号により林道施設が被災したことにより、民有地(民有林を含む)及び国有林への通行が遮断されたことから緊急に復旧する必要があるため緊急随契約により実施。	③イ	—
76	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトル測定装置(EMFジャパン社製)の購入	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年7月21日	EMFジャパン株式会社	大阪府河内長野市南花台4-1-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	2,499,000	—	—	放射能測定のスリーニング手順確立のために出来る限り早期に購入する必要があったため	③イ	—
77	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトル測定装置(日立アロカメディカル社製)の購入	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年7月21日	日立アロカメディカル株式会社	東京都三鷹市牟礼6-22-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	4,884,705	—	—	放射能測定のスリーニング手順確立のために出来る限り早期に購入する必要があったため	③イ	—
78	平成23年度食品中の放射能含有実態緊急調査(ガンマ線スペクトル測定法の違いによる食品中放射性物質の分析法の精度)業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年7月26日	財団法人日本食品分析センター	東京都渋谷区元代々木町5-2-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	3,497,812	—	1	放射能測定のスリーニング手順確立のために出来る限り早期に業務を実施する必要があるため	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
79	政府所有麦廃棄処理等業務請負契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	平成23年7月15日	仙台港サイロ株式会社	仙台市宮城野区港四丁目8番2号	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	—	20,075	—	—	当該麦は損傷品であり、腐敗等が進行しているため、廃棄等業務の請負契約を速やかに締結する必要がある。このため、既に当該損傷品を保管している倉庫業者と保管及び廃棄等を一体として請負契約を結ぶことにより、廃棄等業務を効率的に実施することができる。	③ロ	—
80	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトル測定装置(日立アロカメディカル(株)社製)の購入	支出負担行為担当官農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年8月15日	日立アロカメディカル株式会社	東京都三鷹市牟礼6-22-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	146,475,000	—	0	東京電力福島第一原発事故による広範囲の食品の放射性物質検査が必要となり、農林水産省として、NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトロメータを用いたスクリーニング体制を、検査需要が増大する米の収穫時期である9月までに早急に整備する必要があったため	③イ	—
81	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトル測定装置(EMFジャパン(株)社製)の購入	支出負担行為担当官農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年8月15日	EMFジャパン株式会社	大阪府河内長野市南花台4-1-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	87,465,000	—	0	東京電力福島第一原発事故による広範囲の食品の放射性物質検査が必要となり、農林水産省として、NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトロメータを用いたスクリーニング体制を、検査需要が増大する米の収穫時期である9月までに早急に整備する必要があったため	③イ	—
82	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトル測定装置(ハイデックス社製)の購入	支出負担行為担当官農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年8月15日	桑和貿易株式会社	東京都千代田区岩本町1-7-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	13,545,000	—	0	東京電力福島第一原発事故による広範囲の食品の放射性物質検査が必要となり、農林水産省として、NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトロメータを用いたスクリーニング体制を、検査需要が増大する米の収穫時期である9月までに早急に整備する必要があったため	③イ	—
83	「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に係る新聞広告掲載	支出負担行為担当官農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年8月18日	株式会社日本農業新聞	東京都台東区秋葉原2-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	4,000,000	—	—	肥料・土壌改良資材・培土・飼料についての放射性セシウムの暫定許容値が設定され、設定された暫定許容値について一刻も早く農業者に対し周知徹底を図るために、できる限り早期に業務を実施する必要があるため	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
84	平成23年度日本型食生活推進委託事業(新聞広告を活用した米の放射性物質調査等に関する周知事業)	支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 針原寿朗	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	平成23年8月31日	株式会社電通	東京都港区東新橋1-8-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	26,000,000	13,545,000	52.1%	—	平成23年産米に対する放射性物質調査については8月上旬にスキームを整備したところであるが、 ・ 当該スキームの実効性確保には、生産者及び消費者に対する重層的な情報発信が必要であること ・ とりわけ8月19日に予備調査において微量のセシウムが検出されたことが各種報道で取り上げられたことから、結果判明のピーク前である9月上旬を目途に該当17都県の地方紙を中心とした情報発信を行うことが必要不可欠となったところ。 まとまった地方紙等の広告枠を確保して緊急に広告を掲載することは、全国的な取扱実績を有する大手広告代理店以外には困難と考えられたことから、大手広告代理店を中心に4社から見積を徴収し、一番安価であった事業者と緊急随意契約することにより対応したところである。	③イ	—
85	生産資材安全確保調査・試験事業委託費 未承認遺伝子組換えパパイヤの栽培ほ場確認のための遺伝子検査事業	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年8月10日	一般社団法人日本海事検定協会	東京都中央区八丁堀一丁目9番7号	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	2,633,700	2,514,000	95.4%	2	パパイヤの本格的な花粉飛散時期(8~10月)を迎える中、未承認遺伝子組換えパパイヤによる生物多様性への影響を防止するため、早急に、遺伝子検査によって当該未承認遺伝子組換え体を特定し、伐採をする必要がある。そのためには、農林水産省が確立した当該未承認遺伝子組換えパパイヤの遺伝子検査法について、その技術を既に習得していることが確認された分析機関が契約相手先となる。	③ロ	単価契約
86	平成23年度放射能調査研究「農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査」委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長藤本 潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年8月5日	独立行政法人農業環境技術研究所	茨城県つくば市 観音台3-1-3	会計法第29条の3第4項(特定情報)	150,197,000	150,197,000	100.0%	—	東電福島原発事故を受け、福島県を中心に農作物及び農地土壌中の放射能汚染レベルの動向把握等を実施する必要があるが、確実な成果を得るために必要な放射性物質・農作物・農地土壌の専門的知見、高精度分析能力やデータ解析能力等を有し、農林水産省防災業務計画において、農林水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力を行う独立行政法人として指定された機関であるため。	①二(へ)	—
87	放射性物質影響説明調査	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年8月3日	独立行政法人水産総合研究センター	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号クイーンズタワーB棟15階	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	350,515,000	—	—	本事業で確実な成果を得るために必要な、放射性物質の高精度分析能力とデータの解析能力、海洋物理や水産資源、水生生物の生理・生態、各種漁業実態と水産物の流通等に関する知見、我が国周辺水域での調査能力を有しているのは(独)水産総合研究センターだけであるため。	①二(へ)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
88	水産物の放射性物質調査事業	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年8月10日	財団法人海洋生物環境研究所	東京都新宿区山吹町347番地藤和江戸川橋ビル7階	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	150,007,000	-	3	これから漁期が始まる種について、ただちに放射性物質影響調査を実施し安全性の確認を行う必要がある。また、本事業では我が国の水産物の食品としての安全性の確認・確保を目的としており、広範囲で水産物の放射性物質の調査を実施し、ただちに結果を出す必要があるため、水産物の生態、移動、資源等の知見や、各分析機関や業界団体とのネットワーク、調査、調整能力を有することが必要不可欠である。	③イ	-
89	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年9月12日	日本環境安全事業株式会社	東京都港区芝1-7-17	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	38,434,000	-	-	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(イ)	-
90	岩木川左岸(二期)農業水利事業 土淵堰水路第四工区(その6)工事に伴う物件移転補償金	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町三丁目3-1	平成23年7月11日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
91	東北農政局青森農政事務所地域第二課(八戸)庁舎土地建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局青森農政事務所長 石塚正美	青森市本町2-10-4	平成23年7月1日	南部地域農業共済組合	十和田市大字三本木字里ノ沢1-47	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	-	-	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①ロ	-
92	岩木川左岸(二期)農業水利事業 西俣3号幹線水路工事に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年7月4日	東北電力株式会社 青森支店	青森県青森市港町2-12-19	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
93	岩木川左岸(二期)農業水利事業 西俣3号幹線水路(その5)工事に伴う水道施設移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年7月12日	津軽広域水道企業団	青森県黒石市大字石名坂字姥懐2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
94	岩木川左岸(二期)農業水利事業 西俣3号幹線水路工事に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年7月20日	東北電力株式会社 青森支店	青森県青森市港町2-12-19	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
95	和賀中部農業水利事業E幹線水路(その1)工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事務所長 浅田 務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成23年7月21日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される契約	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
96	平成23年度米沢平野二期農業水利事業沼尻堀改修(その1)工事に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査(押出遺跡)	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業水利事務所長 相澤 顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	平成23年7月12日	山形県知事	山形県山形市松波二丁目8-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	26,551,660	26,551,660	100.0%	-	本調査は、埋蔵文化財の発掘調査を行うものであり、文化財保護法により、契約の相手方が特定されているものである。	①イ(イ)	-
97	庄内あさひ農地保全事業 地すべり対策工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局庄内あさひ農地保全事務所長 土屋 健太郎	山形県鶴岡市下名川字村下102-2	平成23年7月1日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
98	岩木川左岸(二期)農業水利事業 西俣3号幹線用水路(その5)工事に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年8月9日	東北インテリジェント通信株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町3-7-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
99	岩木川左岸(二期)農業水利事業 土淵堰用水路第四工区(その8)工事に係る下水道施設移設補償契約金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年8月24日	弘前市上下水道事業	青森県弘前市大字茂森町40-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
100	広域農業基盤整備管理調査完了地区フォローアップ調査(能代地区)委託一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 佐々木 明徳	秋田市山王7-1-3	平成23年8月2日	秋田県能代地区土地改良区	秋田県能代市落合字中大野台100-23	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	1,300,000	-	-	随意契約によらざるを得ないものとして財務大臣通知に記載(土地改良法第29条第4項)	①イ(イ)	-
101	地域整備方向検討調査 八郎潟地区営農課題等調査業務委託一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 佐々木 明徳	秋田市山王7-1-3	平成23年8月10日	大潟土地改良区	秋田県南秋田郡大潟村字中央3-9	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	1,000,000	-	-	随意契約によらざるを得ないものとして財務大臣通知に記載(土地改良法第29条第4項)	①イ(イ)	-
102	幹線用水路矢吹北災害復旧工事土地 使用契約補償金	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町三丁目3-1	平成23年9月8日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,409,930	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
103	幹線用水路矢吹南災害復旧工事土地 使用契約補償金	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町三丁目3-1	平成23年9月8日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,116,803	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
104	幹線用水路久来石工区災害復旧(その2)工事土地 使用契約補償金	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町三丁目3-1	平成23年9月8日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,592,349	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
105	幹線用水路久来石工区災害復旧(その3)工事土地 使用契約補償金	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町三丁目3-1	平成23年9月8日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,779,257	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
106	東北農政局八戸地域センター庁舎土地建物賃借料	分任支出負担行為担当官 分任支出負担行為担当官 東北農政局青森地域センター長 石塚 正美	青森県青森市本町二丁目10-4	平成23年9月1日	南部地域農業共済組合	青森県十和田市大字三本木字里ノ沢1-47	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	806,400	-	-	「会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)該当場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約。	①口	-
107	建物賃貸借契約について	分任支出負担行為担当官 東北農政局盛岡地域センター長 野村 竜司	盛岡市愛宕町13-33	平成23年9月1日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,120,000	-	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため	①口	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
108	岩木川左岸(二期)農業水利事業 西俣3号幹線水路工事に伴う電気通信線路設備移転工事費用補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年9月6日	東日本電信電話株式会社青森支店	青森県青森市橋本2-1-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
109	平成23年度国営土地改良事業地区調査平川二期地区受益面積調査業務委託一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長 三浦 次雄	青森県弘前市大字新寺町149-2	平成23年9月6日	青森県土地改良事業団体連合会	青森市本町二丁目6-19	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	2,310,000	2,310,000	100.0%	-	随意契約によらざるを得ないものとして財務大臣通知に記載(土地改良法第29条第4項)	①イ(イ)	-
110	国営土地改良事業地区調査旭川地区受益面積他基礎資料作成業務委託一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 佐々木 明德	秋田市山王7-1-3	平成23年9月6日	秋田県土地改良事業団体連合会	秋田市高陽幸町3-37	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	3,822,000	-	-	随意契約によらざるを得ないものとして財務大臣通知に記載(土地改良法第29条第4項)	①イ(イ)	-
111	猿ヶ石川農業水利事業猿ヶ石川サイホン建設工事に係る工事補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事務所長 浅田 務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成23年9月16日	東北電力株式会社 岩手支店	岩手県盛岡市紺屋町1-25	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
112	平成23年度神流川沿岸農業水利事業に伴う埋蔵文化財発掘調査(整理)委託事業 事業対象:向遺跡、十二天遺跡、青柳古墳群南塚原支群、皂樹原遺跡 平成23年7月1日から平成24年3月23日	支出負担行為担当官 関東農政局長 宮本 敏久	さいたま市中央区新都心2-1	平成23年7月1日	財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団	埼玉県熊谷市船木台4丁目4番地1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	16,203,600	16,203,600	100.0%	-	埼玉県内における国・県等が実施主体となる開発事業に伴う発掘調査については埼玉県教育長より当事業団が行うこととして指定されているため。	①イ(ニ)	-
113	大井川用水(二期)農業水利事業赤松幹線水路小水力発電施設建設工事に係る物件移転補償一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事務所長 松井 俊英	静岡県島田市中央町30-1	平成23年9月21日	中部電力株式会社 島田営業所長	静岡県島田市本通1-4684-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,680,428	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
114	大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事務所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,148,874	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
115	大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事務所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,853,902	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
116	大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事務所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,011,575	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
117	大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,161,860	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
118	大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,616,800	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
119	第一導水路浚渫工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年9月29日	株式会社佐原自動車教習所	千葉県香取市佐原木1159番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,226,780	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
120	春江北部用水路工事に伴う支障電気工作物移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成23年8月23日	北陸電力株式会社福井支店	福井市日之出1丁目4番1号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,071,956	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
121	「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	支出負担行為担当官 北陸農政局長 高嶺彰	石川県金沢市広坂2丁目2番60号	平成23年8月8日	石川県	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,249,000	1,249,000	100.0%	-	農漁協職員を対象とした人権問題に関する啓発活動を実施する事業であり、その監督・指導立場にある県知事との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため	①イ(二)	-
122	阿賀野川頭首工改修工事に伴う漁業権等の制限に係る補償、一時制限(工事に伴う濁水影響)補償一式、一時制限(遡上阻害)補償一式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 下舞 寿郎	新潟県中央区川岸町1-49-3	平成23年9月13日	阿賀野川漁業協同組合連合会	新潟県東蒲原郡阿賀町石間4335-52	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,000,000	-	-	公共工事の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
123	外山幹線用水路羽茂工区(その6)他工事に伴う水道管移設(本移設)補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 清水洋一	新潟県佐渡市畑野甲533	平成23年9月26日	佐渡市	新潟県佐渡市千種232	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,324,105	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
124	春江北部用水路工事施行に伴う下水道管の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成23年9月21日	坂井市	福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,424,250	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
125	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成23年9月1日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,041,600	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
126	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成23年9月1日	株式会社平和堂	滋賀県彦根市小泉町31番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,253,364	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-



番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
127	荒又排水路(福岡工区その3、その4)工事の施行に伴う支障電気工作物の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年9月22日	北陸電力株式会社 高岡支社	富山県高岡市広小路7-15	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,504,752	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
128	荒又排水路(福岡工区その3)工事の施行に伴う支障電気通信設備の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年9月27日	北陸通信ネットワーク株式会社	金沢市下本多町五番丁26番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,187,377	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
129	新濃尾(二期)農地防災事業1号サイホン建設工事に伴う土地使用補償外(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 黒澤純	愛知県一宮市八幡5-1-14	平成23年7月12日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
130	新矢作川用水地区北野幹線水路工事に伴う用地取得(一式)	支出負担行為担当官 東海農政局長 竹森三治	名古屋市中区三の丸1-2-2	平成23年8月11日	明治用水土地改良区	安城市大東町22-16	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
131	新矢作川用水地区北野幹線水路工事に伴う区分地上権設定(一式)	支出負担行為担当官 東海農政局長 竹森三治	名古屋市中区三の丸1-2-2	平成23年8月11日	明治用水土地改良区	安城市大東町22-16	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
132	宮川用水第二期地区五桂池下流排水路その2工事に伴う電力線路等移設補償 1式	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 丹羽 啓文	三重県伊勢市御園町新開892	平成23年8月26日	中部電力株式会社 松阪営業所	三重県松阪市垣鼻町454-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,333,600	1,333,600	100.0%	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
133	平成23年度「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	支出負担行為担当官 東海農政局長 竹森 三治	名古屋市中区三の丸1丁目2番2号	平成23年9月22日	三重県	三重県津市広明町13番地	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,494,000	1,494,000	100%	-	各団体を熟知し、全ての事業者に対して指導力を発揮できる唯一の者であり、取決書により契約の相手方が一に定められているため。	①イ(二)	-
134	4~6月分事務所維持管理費(大和紀伊)1式	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年7月21日	大和平野土地改良区 理事長 金澤秀樹	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,360,722	2,360,722	100.0%	-	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	①ロ(付随するもの)	-
135	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営御所工区幹線新村地区旧管撤去工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年7月26日	奈良県農業協同組合 代表理事理事長 中出篤伸	奈良県奈良市大森町57-3	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
136	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
137	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
138	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
139	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
140	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う地役権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
141	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う地役権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
142	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う地役権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
143	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う地役権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
144	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
145	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年8月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
146	平成23年度大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野区域(飛鳥京跡)に係る埋蔵文化材の発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年9月9日	奈良県知事	奈良県奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	14,660,500	14,660,500	100.0%	—	文化財保護法第93条・94条に基づき実施する発掘調査であり、奈良県内における発掘調査は文化財保護担当部局である奈良県との協定に基づき実施することとしており、本遺跡は県立橿原考古学研究所が発掘を行うものであり、契約の性質が競争を許さない。	①イ(ニ)	—
147	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営初瀬川1工区下永吐田線その2改修工事に伴う土地使用等補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年9月12日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
148	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営初瀬川1工区下永吐田線その2改修工事に伴う土地使用等補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年9月12日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
149	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年9月13日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
150	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年9月29日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
151	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う電気配電設備移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年9月29日	関西電力株式会社 和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁40	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
152	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その3改修工事に伴う地役権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年9月29日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
154	那賀川(二期)農地防災事業南岸幹線水路(その6)工事に伴う費用負担代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 金光 譲二	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成23年7月1日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,169,311	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
155	第十幹線水路(5工区)原形復旧その他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年7月13日	四国電力株式会社 徳島支店	徳島県徳島市寺島本町東2-29	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,021,312	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
156	平成23年度国営造成水利施設保全対策指導事業笠岡湾干拓地区共用導水路施設機能診断委託事業	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長 中西昭弘	広島県広島市安佐北区可部2-6-15	平成23年7月13日	岡山県公営企業管理者	岡山県岡山市北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	2,941,170	2,941,170	100.0%	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
157	北部幹線水路(大寺工区その9)工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年7月25日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,636,986	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
158	北部幹線水路(大寺工区その6)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年7月25日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,207,521	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
159	南部幹線水路(川端新田工区)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年7月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,133,331	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
160	東部幹線水路(太郎八須工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年8月22日	四国電力株式会社 徳島支店	徳島市寺島本町2-29	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,742,542	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
161	南部幹線水路(中久保地区)整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年8月24日	徳島養鶏センター株式会社	徳島市中吉野町3-65-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,039,100	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
162	北部幹線水路(大寺工区その8)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年8月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,036,179	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
163	北部幹線水路(大寺工区その8)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年8月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,067,966	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
164	北部幹線水路(大寺工区その8)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年8月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,167,140	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
165	香川用水土器川沿岸農業水利事業 蓮池幹線水路改修(その3)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成23年8月25日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	5,598,459	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
166	平成23年度建物使用貸借(H23.9.1~H24.3.31)	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成23年9月1日	山口県	山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,329,767	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
167	平成23年度建物賃貸借料(H23.9.1~H24.3.31)	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所 菊池由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成23年9月1日	積和不動産中国株式会社徳山営業所	山口県下松市末武下382-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,758,346	-	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	-
168	「中国四国そばフェスタin松江」にかかる会場借上げ	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 國弘 実	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	平成23年9月14日	財団法人くにびきメッセ	島根県松江市学園南1-2-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	2,000,206	-	-	本件については、イベント開催規模、立地条件を勘案し、複数の会場を候補として選定したが、最も効果の期待される開催時期において、借上げ可能な会場が他に存在しなかったことから、随意契約としたものである。	①ロに準ずると認められるもの	-
169	柿原取水口管理用道路その3工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	5,318,138	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
170	柿原取水口管理用道路その3工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,037,220	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
171	柿原取水口管理用道路その3工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,405,236	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	単価契約
172	柿原取水口管理用道路その3工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,035,780	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
173	柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年9月26日	板名用水利地改良区	徳島県板野郡上板町高瀬405-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,465,268	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
174	平成23年度国営南周防土地改良事業に係る換地処分等業務	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 國弘 実	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	平成23年9月28日	山口県	山口県山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	23,993,000	23,993,000	100.0%	-	土地改良法第89条の2及び同法施行令51条の5の規定により契約の相手方が都道府県知事と定められているため。	①イ(イ)	-
175	北部幹線水路(大寺工区その9)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年9月28日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,190,870	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
176	北部幹線水路(大寺工区その9)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年9月28日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,254,249	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
177	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局徳島地域センター長 西山和雄	徳島県徳島市中昭和町2丁目32	平成23年9月30日	日本環境安全事業株式会社北九州事業所	福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	4,733,400	4,733,400	100.0%	—	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)に基づく廃棄処理であり、当該業者以外に廃棄処理を行える者がいないため	①イ(イ)	—
178	斐伊川沿岸農業水利事業 網場導水路工事に伴う電気通信設備移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 宗岡 一正	島根県簸川郡斐川町大字荘原町105	平成23年9月30日	西日本電信電話株式会社島根支店	島根県松江市東朝日町102	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,684,142	—	—	事業に伴う電気通信設備の補償補償であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
179	平成23年度国営干拓環境対策調査調整池水質保全対策検討委託業務	分任支出負担行為担当官 九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所長 梶原義範	福岡県久留米市荒木町白口891-20	平成23年7月1日	長崎県	長崎県長崎市江戸町2番13号	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	8,482,500	8,482,500	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	—
180	徳之島用水(一期)農業水利事業 徳之島ダム閉塞工建設工事に伴う電気工作物の移転補償 H23.7.13~H23.9.30	分任支出負担行為担当官 九州農政局徳之島用水農業水利事業所長 廣瀬伸	鹿児島県大島郡天城町天城1151-1	平成23年7月13日	九州電力株式会社奄美営業所	鹿児島県奄美市名瀬長浜町6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	9,134,571	9,134,571	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
181	平成23年度農業基盤整備状況調査委託業務	支出負担行為担当官 九州農政局長 飯高悟	熊本県熊本市春日2-10-1	平成23年7月20日	福岡県	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,600,000	1,600,000	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	—
182	平成22年度肝属中部(二期)農業水利事業肝付ファームポンド管理用道路工事に係る立木補償契約 立木伐採 151本 立木移植 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成23年8月9日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	3,849,000	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
183	平成22年度肝属中部(二期)農業水利事業肝付ファームポンド管理用道路工事に係る立木補償契約 立木移植 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成23年8月22日	鹿児島県くみあい開発株式会社	鹿児島県鹿屋市新町15	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,276,700	2,276,700	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
184	肝属中部(一期)農業水利事業荒瀬送水路管理用道路工事に係る土地売買契約 土地取得 2,868m2	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成23年8月26日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,802,640	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
185	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(東分上流工区)工事に伴う水道管等移設補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 美濃真一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年9月1日	佐賀市水道事業管理者 金丸 正之	佐賀県佐賀市若宮3丁目6-60	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,402,800	1,402,800	100.0%	—	本契約は公共事業の施行に伴う損失補償に関して行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
186	平成22年度肝属中部(二期)農業水利事業肝付ファームポンド管理用道路工事に係る土地売買契約代金 土地取得 6,029m2	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成23年9月6日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	4,160,010	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
187	平成22年度肝属中部(二期)農業水利事業肝付ファームボンド管理用道路工事外に係る土地売買契約代金 土地取得 5.158m2	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成23年9月14日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	3,559,020	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
188	福島県内に所在するレクリエーションの森等における空間線量率調査事業一式	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 臼杵徳一	群馬県前橋市岩神町4-16-25	平成23年7月5日	社団法人日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	2,089,500	—	3	東日本大震災により、福島第一原発の事故に伴い、福島県は民有林内の放射線モニタリング調査を実施することを発表したところである。国有林については夏休みの入り込みの多いレクリエーションの森等の放射線量を緊急に測定を行い、利用者に広く情報提供をする必要があるため。	③イ	—
189	水窪ダム上流土砂崩壊災害調査調査一式	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 臼杵徳一	群馬県前橋市岩神町4-16-25	平成23年9月15日	国土防災技術株式会社 前橋支店	群馬県前橋市南町3-71-4	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	3,150,000	—	—	9月2日～4日にかけて日本を縦断した台風12号の影響により発生した山腹崩壊が河道閉塞を引き起こしたことから、緊急に土石流センサー及び定点カメラを設置しモニタリング調査を実施する必要があるため。	③イ	—
190	清水坂応急対策作業崩土除去994m3	分任支出負担行為担当官 兵庫森林管理署長 中島孝雄	兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1	平成23年9月20日	株式会社松本工務店	宍粟市波賀町上野850-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	5,565,000	—	—	平成23年9月4日の台風12号に伴う集中豪雨により、清水坂国有林で山腹崩壊が発生し、下流住宅等へ土砂が流入した。このまま放置すると二次災害のおそれがあり、緊急に除去する必要があるため。	③イ	—
191	土石流センサー等遠隔監視システム設置作業一式	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 塩永博信	鳥取市東町2-325	平成23年9月29日	株式会社日西テクノプラン	松江市東津田町1329-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	4,129,650	—	—	平成23年9月2日～3日の台風12号に伴う集中豪雨により、鷲峰山国有林で山腹が崩壊し、下流域で土石流被害が発生した。現地確認の結果、亀裂及び土塊があるため、緊急に土石流センサーを設置し、土塊の移動を即時に検知する必要があるため。	③イ	—